

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社湖池屋		コード	2226
提出日	2025/6/2	異動（予定）日	2025/6/19	
独立役員届出書の提出理由	独立役員の属性変更			
☒ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）				

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	松尾 隆	社外取締役	○							△							訂正・変更	有
2	上平 徹	社外取締役	○													○		有
3	千崎 滋子	社外取締役	○													○		有
4																		
5																		

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	松尾隆氏は、過去に、株式会社みずほ銀行の使用人でありましたが、2014年11月以降、当社と取引関係のない同行のグループ会社であるみずほビジネスパートナー株式会社に転籍し、2021年9月27日をもって同社を退職しております。現在当社は株式会社みずほ銀行から一定程度の借入を行っておりますが、上記のとおり松尾隆氏の同行退職後相当期間が経過しており、同氏の独立性に影響を及ぼすものではないと判断しております。	松尾隆氏につきましては、金融業界において長年培った専門知識を活かし、社外取締役として、公正中立的な立場から取締役の職務執行状況を監視するとともに、違法な事態を未然に防止するための意見・助言をいただけると判断しております。それに加えて、同氏は、経営陣からの独立性が十分確保されており、当社の意思決定に対して影響を与える取引関係はなく、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し独立役員として指定しております。
2	該当なし	上平徹氏につきましては、公認会計士としての高度な専門知識を活かし、社外取締役として、公正中立的な立場から取締役の職務執行状況を監視するとともに、違法な事態を未然に防止するための意見・助言をいただけると判断しております。それに加えて、同氏は、経営陣からの独立性が十分確保されており、当社の意思決定に対して影響を与える取引関係はなく、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し独立役員として指定しております。
3	該当なし	千崎滋子氏につきましては、公認会計士としての高度な専門知識を活かし、社外取締役として、公正中立的な立場から取締役の職務執行状況を監視するとともに、違法な事態を未然に防止するための意見・助言をいただけると判断しております。それに加えて、同氏は、経営陣からの独立性が十分確保されており、当社の意思決定に対して影響を与える取引関係はなく、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し独立役員として指定しております。
4		
5		

4. 補足説明

--

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることに留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。

※6 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。